

**指定国立大学法人の
第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領**

国立大学法人評価委員会決定
平成31年3月22日

1. 概要

- ・ 国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものとして、文部科学大臣に指定された法人（指定国立大学法人）の各年度終了時の評価は、本要領に基づき行う。
- ・ 評価は、各法人の自己点検・評価（指定国立大学法人構想を策定する際にベンチマークした海外大学との比較・分析等を含む。）に基づき、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けて、それぞれの指定国立大学法人構想の着実な進捗を確認するとともに、更なる水準の向上に向けた改善を促す観点から行う。具体的には、各法人の年度計画の実施状況等に基づき、指定国立大学法人構想として備えるべき6つの要素（①人材育成・獲得、②研究力強化、③国際協働、④社会との連携、⑤ガバナンスの強化、⑥財務基盤の強化）ごとにその進捗状況を確認（要素別評価）するとともに、要素別評価の結果等を踏まえ、指定国立大学法人構想を含む中期計画の達成に向けた進捗状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

2. 実施方法

（1）要素別評価

ア. 法人による自己点検・評価

- ・ 各法人が作成した「工程表」をもとに、実績報告書に、当該年度に行った主要な取組及び成果の状況を6つの要素ごとに記載するとともに、年度計画の記載事項ごとに事業の実施状況を自己点検・評価し、以下の4段階により進捗状況の記号を記載する。

ただし、平成31及び33年度評価では、進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

| 進捗状況 | |
|--------------------|-----|
| 「年度計画を上回って実施している」 | (Ⅳ) |
| 「年度計画を十分に実施している」 | (Ⅲ) |
| 「年度計画を十分には実施していない」 | (Ⅱ) |
| 「年度計画を実施していない」 | (Ⅰ) |

イ. 国立大学法人評価委員会による検証

- ・ 「指定国立大学法人構想の達成に向けて、順調に進捗しているかどうか」という観点から、年度計画の記載事項ごとに、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 検証に当たっては、指定国立大学法人の指定に係る申請要件であった①研究力、②社会との連携、③国際協働の各指標の状況も確認する。
- ・ 検証は、原則として書面調査により行うこととし、実績報告書の分析結果に基づき、法人からの聞き取りや実地による実施状況の確認が必要な場合は、ヒアリング又はサイトビジットを行う。
- ・ 法人による自己評価と国立大学法人評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 国立大学法人評価委員会による評定等

- ・ イ. の検証を踏まえ、6つの要素ごとに指定国立大学法人構想の達成に向けた進捗状況を示すとともに、特に進捗が見られる点や遅れている点等についてコメントを付す。
- ・ 進捗状況は、以下の5段階により評定する。

| 評定 | 判断基準（目安） |
|---------------------------|-----------------------------------------------------|
| 構想の達成に向けて計画を著しく上回って進捗している | 関連する年度計画の進捗状況がすべてⅢ又はⅣであり、要素全体として計画を著しく上回る成果を上げている場合 |
| 構想の達成に向けて計画を上回って進捗している | 関連する年度計画の進捗状況がすべてⅢ又はⅣであり、要素全体として計画を上回る成果を上げている場合 |
| 構想の達成に向けて順調に進捗している | 関連する年度計画の進捗状況がすべてⅢ又はⅣであり、要素全体として着実な成果を上げている場合 |
| 構想の達成のためには遅れている | 関連する年度計画の進捗状況にⅡ又はⅠが含まれており、要素全体としての成果に遅れがみられる場合 |
| 構想の達成のためには重大な改善事項がある | 国立大学法人評価委員会が特に認める場合 |

※ 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（「共通の観点」に関する取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。

（2）全体評価

要素別評価結果及び実績報告書の「指定国立大学法人の構想に関する全体的な状況」欄等を踏まえ、指定国立大学法人構想全体の進捗状況を記述式により評価する。

（3）法人への意見申立て機会の付与

評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案を示し、意見申立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の決定・公表

評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

(参考) スケジュール

| | |
|---------|--------------------|
| 6月末日まで | 各法人が実績報告書を提出 |
| 7月～8月 | 実績報告書を調査・分析 |
| 8月下旬～9月 | 評価結果案の策定、各法人に提示 |
| 9月 | 評価結果案に対する各法人の意見申立て |
| 10月下旬 | 評価結果の決定、各法人に通知・公表 |